

尼崎市スタートアップ企業等成長支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、公益財団法人尼崎地域産業活性化機構（以下、「活性化機構」という。）が実施する、スタートアップ企業や学生起業家に対し、市内の空床等を活用した事業に要する経費に対し補助金を交付し、市内における事業拠点の整備を図る事業について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語を、以下のとおり定義する。

（1）スタートアップ企業

ベンチャーキャピタル等から出資を受けている、事業開始後5年以内の企業。

（2）学生起業家（大学発ベンチャー）

高等学校や高等専門学校、大学等に入学した後に起業しビジネスを行う若しくは行う予定の学生又は大学等での研究成果を基に起業しビジネスを行う若しくは行う予定の学生、教職員。なお、卒業後1年以内の者にあっても学生とみなすものとする。

（3）空床等

空家、空店舗、賃貸オフィス、その他の建物で、現に入居者がおらず、専ら事業の用に供することを目的とするもの。

（補助基準）

第3条 この要綱に基づく補助対象者及び補助対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）並びに補助対象期間、補助対象経費、補助率、補助上限額等に関する諸事項については、別表第1に掲げるとおりとする。

（交付申請）

第4条 補助対象事業に係る補助金の交付を申請しようとする者（以下、「申請者」という。）は、尼崎市スタートアップ企業等成長支援事業補助金交付申請書（第1号様式。以下、「交付申請書」という。）を、事業着手前に理事長に提出しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、建物等を賃借する場合にあっては、賃貸借契約締結後速やかに交付申請書を理事長に提出しなければならない。

3 第1項の交付申請書には、別表第2に掲げる書類を添付しなければならない。

4 申請者は、尼崎市スタートアップ企業等成長支援事業補助金宣誓・同意書（第1号様式の2。以下、「宣誓・同意書」という。）の記載事項に宣誓・同意しなければならない。

（交付決定）

第5条 理事長は、前条の申請があったときは、その内容を審査して交付の是非を判断し、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において別表第1に掲げる補助基準により補助金の交付を決定する。

（交付の条件）

第6条 理事長は、第5条に係る交付を決定した場合、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると

きは、条件を付することができる。

（決定の通知）

第7条 理事長は、第5条の規定による審査の結果、補助金の交付を決定したときは、尼崎市スタートアップ企業等成長支援事業補助金交付決定通知書（第4号様式。以下、「交付決定通知書」という。）により、申請者に通知する。

2 理事長は、第5条の規定による審査により、その内容が次の各号のいずれかに該当すると認め、不交付を決定する場合は、尼崎市スタートアップ企業等成長支援事業補助金不交付決定通知書（第4号様式の2。以下、「不交付決定通知書」という。）により申請者に通知する。

- (1) 補助の目的に合致しないとき。
- (2) 第3条に掲げる補助基準の規定に該当しないとき。
- (3) 事業内容が公序良俗に反すると認められるとき。
- (4) 尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）（以下、「暴力団排除条例」という。）第2条第4号及び第5号並びに第7号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者（以下、「暴力団等」という。）に該当するとき又は同条例第5条、第13条、第16条、第17条及び第18条に規定する事項に違反したとき。
- (5) その他理事長が補助することが適当でないと認めるとき。

（事業の推進）

第8条 前条の規定に基づく交付決定通知を受けた申請者（以下、「補助決定者」という。）は、適切に事業を推進しなければならない。

（事業の廃止）

第9条 補助決定者は、補助対象事業を廃止しようとするときは、尼崎市スタートアップ企業等成長支援事業補助金事業廃止届出書（第5号様式。以下、「廃止届出書」という。）を理事長に提出しなければならない。

2 前項の規定により、廃止届出書が提出されたときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとする。

（補助対象事業等の変更に係る承認の申請等）

第10条 補助決定者は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ、尼崎市スタートアップ企業等成長支援事業補助金事業変更承認申請書（第6号様式。以下、「変更承認申請書」という。）に、変更する内容が確認できる書類を添えて理事長に提出しなければならない。

2 補助決定者は、交付決定を受けた法人や代表者等に変更があったときは、その旨を変更承認申請書により理事長に報告しなければならない。

3 理事長は、第1項の規定により、補助決定者から変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるものにあつては、尼崎市スタートアップ企業等成長支援事業補助金事業変更承認決定通知書（第7号様式。以下、「変更承認決定通知書」という。）により、通知する。

4 理事長は、前項の規定による審査の結果、その内容が第7条第2項各号のいずれかに該当すると認めるときは、不交付決定通知書により申請者に通知する。

（実績報告及び請求）

第11条 補助決定者は、別表第1に定める補助対象期間の期日までに補助対象事業を完了させた後、速やかに尼崎市スタートアップ企業等成長支援事業補助金実績報告書兼請求書（第8号様式。以下、「実績報告書兼請求書」という。）に別表第2に掲げる書類を添えて理事長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第12条 理事長は、前条に規定する実績報告書兼請求書を受理したときには、その内容を審査し、適当と認められるときは別表第1の規定により補助金を交付する。ただし、他の補助制度との併用時においては、収支決算書に記載の補助対象経費の合計額からそれらの制度により得られた額を控除したものを補助対象経費の合計額とする。また、補助額の算定にあつては次の各号の規定によるものとする。

- (1) 実績報告書兼請求書の額が、交付決定通知書又は変更承認決定通知書の額と同額又は上回る場合は、当該交付決定通知書又は変更承認決定通知書に記載の額。
- (2) 実績報告書兼請求書の額が、交付決定通知書又は変更承認決定通知書の額を下回る場合は、当該実績報告書兼請求書の額。

（是正のための措置）

第13条 理事長は、前条の規定による審査の結果、当該補助対象事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を補助決定者に対して指示することができる。

2 理事長が前項の規定により補助決定者に指示をした場合にあつては、第11条の規定を準用する。

（関係書類の整備等）

第14条 補助決定者は、補助対象事業の施行状況及び経費の収支に関する帳簿その他理事長が別に指示する書類を整備し、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

2 理事長は、当該補助対象事業の実施による事業効果等を確認するため、補助対象事業完了後も補助決定者に対し必要な調査を行い、又は報告を求めることができる。

（補助金交付決定の取消し等）

第15条 理事長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付を受ける権利を、他人に譲渡し、又は担保に供したとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は理事長の指示に従わなかったとき。
- (5) 要綱に違反したとき。
- (6) 不適当な方法で補助対象事業が実施されているとき。
- (7) 暴力団排除条例第2条第4号及び第5号並びに第7号に規定する暴力団等に該当するとき又は同条例第5条、第13条、第16条、第17条及び第18条に規定する事項に違反したとき。
- (8) その他理事長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

- 2 理事長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助決定者に対し期限を定めてその返還を命ずる。その際、尼崎市スタートアップ企業等成長支援事業補助金返還請求書（第 11 号様式。以下、「返還請求書」という。）により請求する。

（補助金の請求が行われなかった場合等の取扱い）

第 16 条 理事長は、第 3 条で定める補助対象期間内に実績報告書兼請求書の提出がなかった場合は、補助金の請求を辞退したものとみなす。

- 2 理事長は、提出があった実績報告書兼請求書の不備による補助金の振込不能等が生じ、補助決定者に対して当該書類の補正を求めたにも関わらず、申請年度内に補正が行われなかった場合や、補助決定者の責に帰すべき事由により補助金を交付することができなかったときは、当該請求は取り下げられたものとみなす。

（財産の管理等）

第 17 条 補助決定者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産や権利（以下、「取得財産等」という。）を、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助決定者は取得財産等について、取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 補助決定者は取得財産等を、理事長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、行使し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 4 理事長は、補助決定者が前項の規定に違反したときは、返還請求書により補助金の返還を求めることができる。ただし、補助決定者が補助金の全部に相当する金額を活性化機構に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める期間を経過した場合は、この限りでない。

（報告、検査及び指示）

第 18 条 理事長は、補助事業の適切な実施に必要があると認めるときは、事業の現場又は第 15 条に規定する帳簿等を検査し、補助決定者に対して報告を求めるほか、必要に応じて指示をすることができる。

（専属的合意管轄裁判所）

第 19 条 本要綱に関する一切の争訟は神戸地方裁判所尼崎支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（その他）

第 20 条 この要綱に定めのない事項については、理事長が別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

別表第1 補助基準（第3条関係）

補 助 対 象 者	第2条に規定するスタートアップ企業又は学生起業家で、次の各号のいずれの要件にも該当する者。 (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者でないこと。 (2) 暴力団排除条例に規定する暴力団等と関係を有する者でないこと。 (3) 宗教・政治団体等でないこと。
補助対象事業	補助対象者が事業に取り組むために、市内の空床等に入居すること。
補助対象期間	交付決定日（建物等賃借費にあっては交付決定日の属する月の翌月1日）から当該事業実施年度の2月末日までの期間とし、補助対象期間の終期までに事業完了していること。 なお、事業完了とは補助対象事業の実施に係る一切の経費支払い並びに実績報告書兼請求書の提出がなされていることをいう。
補助対象経費	補助対象事業を実施するにあたって必要となる費用のうち、次の各号に掲げるもので、領収書等により経費明細が確認できるもの。ただし、いずれにあって、居住の用に供するものは除く。 (1) 建物等賃借費（共益費、駐車場代、契約に係る手数料等は除く） (2) 改装費（契約に係る手数料等は除く） (3) その他理事長が事業の実施に必要と認める費用
補 助 率	補助対象経費の2分の1以内 ただし千円未満切捨て
補 助 上 限 額	1,500 千円 ただし、当初交付申請のあった年度における補助金請求額が補助上限額に満たない場合は、翌年度及び翌々年度までに限り、当該上限額から補助金請求額を差し引いた金額の範囲内で交付申請を行うことができるものとする。

※いずれの補助事業も、補助対象経費には消費税額及び地方消費税額は含まない。

別表第2 交付申請書・実績報告書兼請求書に添付が必要な書類（第4条及び第12条関係）

交付申請時	実績報告兼請求時
(1) 宣誓・同意書（第1号様式の2） (2) 事業計画書（第2号様式） (3) 収支予算書（第3号様式） (4) 補助対象経費の明細及び金額が確認できる書類（見積書等）※他各号に掲げる書類をもって確認できる場合は不要 (5) 建物等の賃貸借契約書の写し (6) 改装の内容が確認できる書類（実施計画図、仕様書、及び配置図等） (7) 工事着工前の現況写真 (8) 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合。申請日前6ヶ月以内に発行されたもの）又は代表者本人確認書類の写し（個人の場合。運転免許証、マイナンバーカードなど有効期限内のもの。ただし住民票の写しを提出する場合は、申請日前6ヶ月以内に発行されたもの） (9) ベンチャーキャピタル等から出資を受けており、且つ事業開始後5年以内であることが確認できる書類又は学生若しくは大学等の教職員であることが確認できる書類 (10) 市税に滞納がないことの証明書（法人にあっては現在主たる事業所が立地する自治体に係るもの。個人にあっては住民登録のある自治体に係るもの） (11) その他理事長が必要と認める書類 第5号、第6号、第7号及び第9号に規定する書類は、2度目以降の交付申請時は省略可。	(1) 事業実績書（第9号様式） (2) 収支決算書（第10号様式） (3) 補助対象経費の支払いが完了したことを証明する書類の写し（領収書や口座振込伝票の写し等） (4) 工事完了後の写真 (5) 本制度以外の補助金を併用している場合は、補助金額等が確認できる書類 (6) 補助金振込先口座情報（金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義・カナ）が確認できる書類 (7) その他理事長が必要と認める書類